

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した被相続人祖母（申立人が相続）について、同区ないしその周辺での居住期間が約80年にわたっていたこと、近所の住民と交流したり、種々の地域活動にも参加したりするなど、地域社会等との関わり合いが相当程度あったこと、自宅に帰還できずに逝去したこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として70万円の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 表明及び保証

申立人は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) ア 亡A（以下「被相続人1」という。）が平成26年4月○日に死亡し、申立人が、全相続人による遺産分割協議により、被相続人1の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
イ 申立人の知る限り、上記遺産分割協議を行った相続人が、被相続人1の全相続人であること
- (2) ア 亡B（以下「被相続人2」という。）が令和2年3月○日に死亡し、申立人が、全相続人による遺産分割協議により、被相続人2の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
イ 申立人の知る限り、上記遺産分割協議を行った相続人が、被相続人2の全相続人であること

2 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

- (1) 生活基盤変容慰謝料（増額分）（中間指針第五次追補第2の2）（被相続人1）

3 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、第2項所定の損害項目に対する和解金として、合計金70万円（内訳は次のとおり）の支払義務があることを認める。

（内訳）

- (1) 生活基盤変容慰謝料（増額分）（中間指針第五次追補第2の2）（被相続人1）

金70万円

4 支払方法

（省略）

5 清算条項

申立人と被申立人は、第2項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、当事者双方が各1通保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年11月6日

（仲介委員 藤原 靖夫）